

1. 流域治水協議会に関する取組

令和5年度流域治水プロジェクト重点推進施策について
②「校庭貯留」の推進

令和6年3月7日

重点推進施策② 校庭貯留

フォローアップを行っている区市町（ハード施策）のうち、“**普遍性が高く（いずれの自治体でも取り組むことが望ましい、できる）**”、“**先行事例**”がある取組を、**構成機関同士の情報共有等により推進していくため、重点施策として選定**

		凡例 ●:実施済み、○:実施中、△:実施予定、-:実施予定なし、 :取組機関対象外																																実施市町村数	実施市町村率	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32			
		千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	渋谷区	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	小金井市	小平市	東村山市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	西東京市	瑞穂町			
2)内水氾濫対策	1	下水道の雨水貯留施設の整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	1	3%	
	2	下水道の排水施設の整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	7	22%
3)流域の雨水貯留機能の向上	1	校庭貯留	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	8	25%
	2	雨水貯留施設の整備(建物内の雨水貯留施設、住宅等における各戸貯留)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	29	91%
	3	浸透性舗装	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27	84%
	4	一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ、指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	94%
	5	自然地の保全	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	3	9%
	6	グリーンインフラ(公園緑地の整備、施設の緑化等(水害対策も実施))	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	△	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	11	34%
	7	道路下の雨水貯留浸透施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	4	13%
1)水災害ハザードエリアにおける土地利用や住まい方の工夫	1	高台まちづくりの推進	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	22%	
	2	住宅高床化	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3%
	3	適切な土地利用等の推進	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0%



令和5年度の重点推進施策の1つ(ハード)として、「**校庭貯留の推進**」を、令和5年度6月2日荒川水系(東京ブロック)流域治水協議会 幹事会において位置付けた。

重要推進施策② 校庭貯留

■主な校庭貯留



表面貯留(北区)



地下貯留(武蔵野市)

■校庭貯留に対する主な支援制度

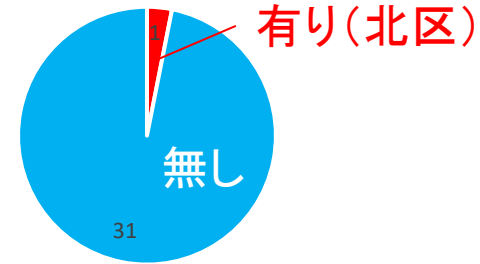
事業名	所管官庁	支援の概要
流域貯留浸透事業	国土交通省	雨水貯留浸透施設（各戸貯留、池沼及びため池等） kasengaiyou2022_4.pdf (mlit.go.jp)
下水道浸水被害軽減総合事業	国土交通省	雨水貯留浸透施設（透水性舗装、防水ゲート、止水板等）を地方公共団体が助成 下水道:安心・安全の確保に向けた総合事業実施状況 - 国土交通省 (mlit.go.jp)
学校施設環境改善交付費	文部科学省	公立学校施設において、雨水貯留槽等、防災機能を向上させるための整備に原則1/3を国が交付 国庫補助事業について:文部科学省 (mext.go.jp)
公立学校施設整備費負担金	文部科学省	新增改築の事業と併せて、雨水貯留槽を設置する際に原則1/2を国が負担 国庫補助事業について:文部科学省 (mext.go.jp)

重要推進施策② 校庭貯留

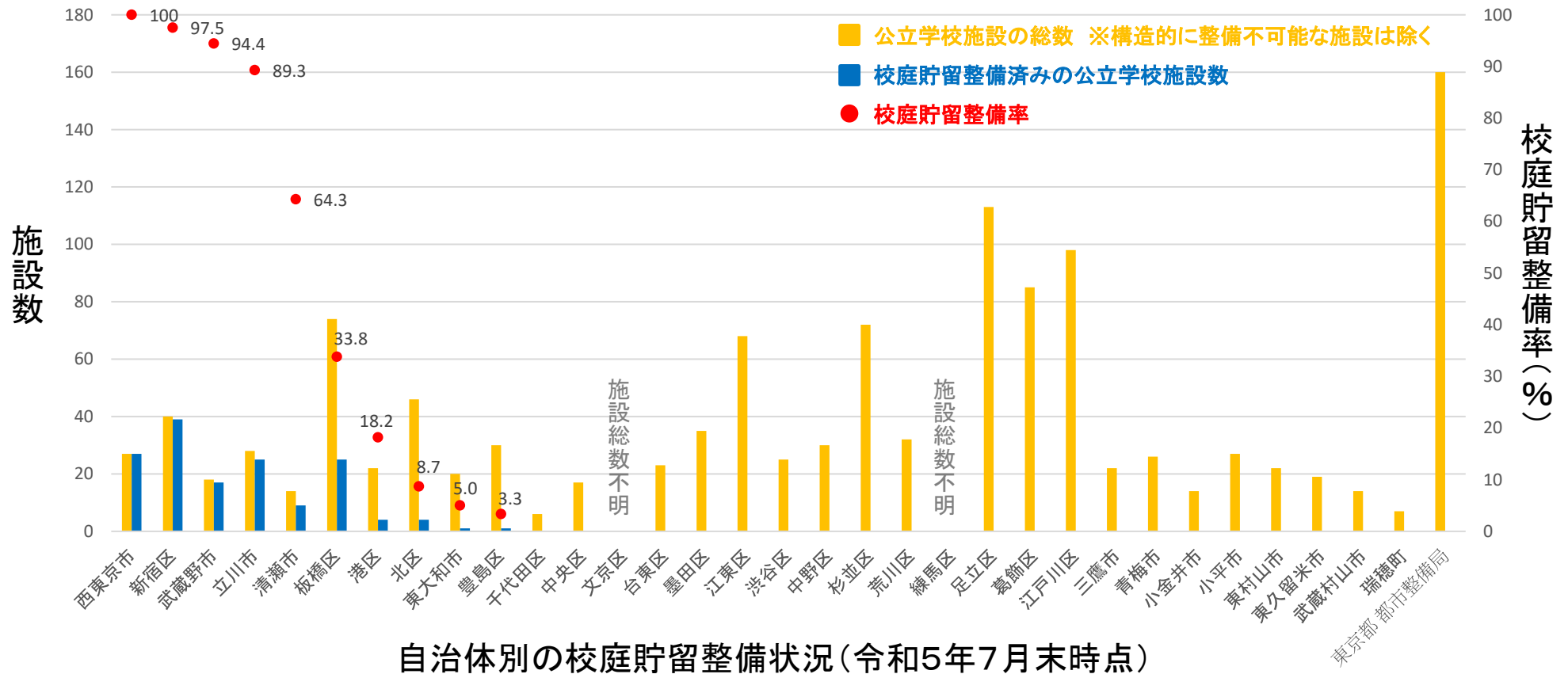
■ 公立学校施設における校庭貯留の取組実施状況

○計画、条例ありは北区のみ(北区集中豪雨対策計画)

○公立学校施設別整備率は、小学校 > 中学校 > 高校 = 特別支援学校
(15%) (13%) (0%)



校庭貯留を推進するための計画、条例等の有無



自治体別の校庭貯留整備状況(令和5年7月末時点)

約70%の自治体が公立学校施設における校庭貯留整備件数「0」

■校庭貯留推進の課題

○施設管理者との調整

校庭が長期間使用できなくなることで、施設管理者の理解が得られない

○予算の問題

校庭が使用できない期間が長くなり、
施設管理者の理解が得られない

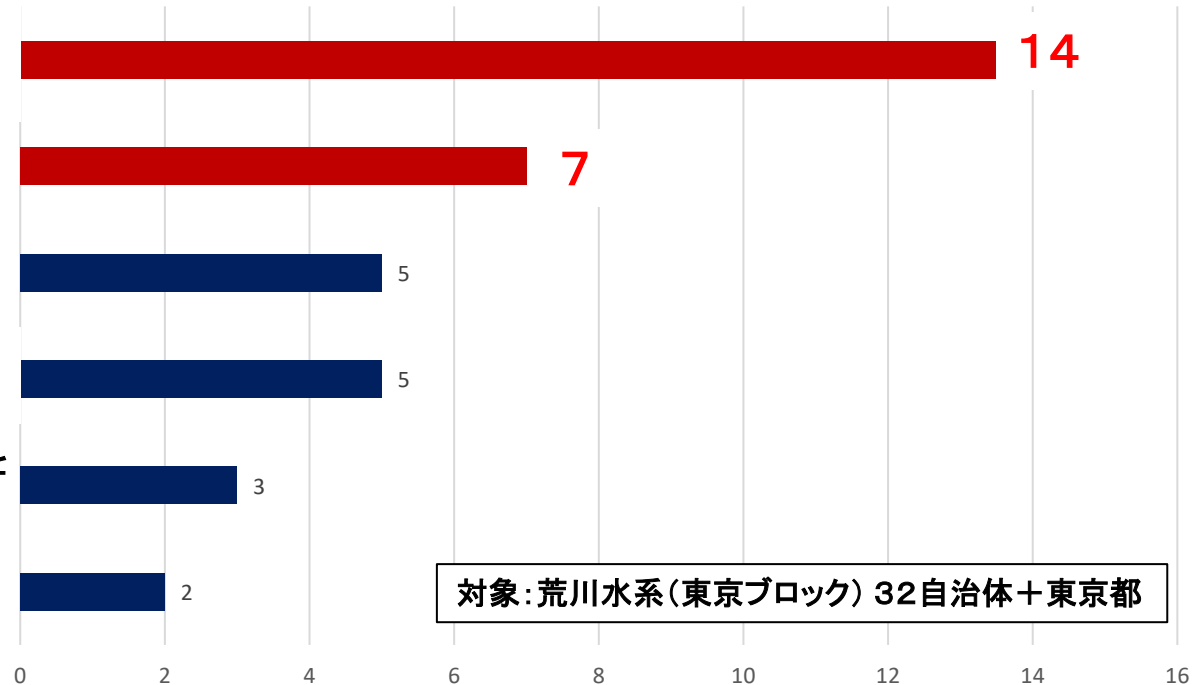
整備の予算を確保できない

校庭が狭く、整備しても貯留機能が確保できない

校庭が屋上にあり貯留機能を持たせることが出来
ない(構造的に整備が不可能)

施設の改修(老朽化対策)に合わせて実施すること
としており、改修が当面先の予定である

その他



- ・全校で校庭芝生化しており、貯留槽を整備する場合、再度芝生化工事を行う必要が生じる。
- ・学校が避難所としての機能も有しているため、災害時の両立が課題と考えている。

■ 当面の目標

校庭貯留1施設から始めよう！！

■ 工夫や課題解決策


Best Practices


新宿区(39件)

その他校舎の建替えに併せて、地下ピットを設けるなどの対策をしている。
(雨水流出抑制による対策)


武蔵野市(17件)


補助金を活用して整備を進めた。


北区(4件)

北区集中豪雨対策計画(平成24年3月、平成29年5月改定)において、区内の常襲地区や緊急的対策が実施可能な地区をモデル地区とし、計画に示した4つの学校での対策が完了した。施設の必要性は理解を得られやすいが、降雨後はしばらく校庭が使えないなどの不便が発生するため、学校側に計画・設計段階から丁寧な説明を行っていく必要がある。


豊島区(1件)

改築校には雨水貯留槽を設置、原則として建物の地下ピットを利用している。


葛飾区(整備数不明)

公共施設については、雨水流出抑制対策の施設の設置を必須として指導しているが、計画時に予算措置していないケースがあり協議時に難航する場合がある。


江東区

雨水流出抑制は、下水道局との大量排水協議及び、区の「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」に基づき実施。このうち、校庭については、浸透舗装や浸透トレンチ等で流出抑制を図っています。

(参考資料) 重要推進施策② 校庭貯留

学校施設の治水対策の推進に当たって、学校設置者と関係部局の間で連携の強化をよろしくお願いいたします。

事務連絡
令和5年5月30日

各都道府県・指定都市

防災担当部長
都市計画担当部長
河川担当部長
下水道担当部長
住宅・建築担当部長
教育委員会教育長

殿

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（調査・企画担当）
参事官（避難生活担当）

国土交通省

都市局
都市計画課長
水管理・国土保全局
河川計画課長
治水課長
下水道部流域管理官
住宅局
建築指導課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）

学校施設の治水対策の推進に向けた連携の強化について（依頼）

近年の頻発化・激甚化する豪雨等により、学校施設においても大きな被害が発生しています。このため、文部科学省では、令和3年12月から「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：中埜良昭 東京大学生産技術研究所教授）を開催し、今後の学校施設の治水対策の基本的な考え方や具体的な検討手順等について検討を行い、手引として取りまとめるとともに（別添1）、学校設置者に対して本手引を参考としつつ、学校施設の治水対策に取り組むよう

依頼をしているところです（別添2）。

学校施設の治水対策を適確に検討、実施するためには、ハザード情報の詳細な把握や評価などにおいて、学校設置者のみでは対応が困難な状況が想定されることから、学校設置者だけでなく、関係部局（防災担当部局、河川担当部局、下水道担当部局、都市計画担当部局及び住宅・建築担当部局）等と連携して取り組むことが重要であるため、学校設置者と関係部局においては、下記の観点から連携の強化をよろしくお願いいたします。併せて、関係部局における検討の場への学校設置者の参加などの対応もお願いいたします。

また、管内の市町村においても同様の連携が強化されるよう周知するとともに、市町村との間の連携にも配慮するようお願いします。

記

(1) 浸水想定などのハザード情報の共有と知見の提供

学校施設の治水対策の検討に当たっては、関係部局が所有している浸水想定などのハザード情報等のデータや専門的な知見が必要になるとともに、今後の気候変動、河川整備や下水道などの排水施設の整備等によりハザード情報は変動する可能性があるため、関係部局においては、学校設置者への適時適切な情報共有や知見の提供に協力いただくようお願いします。

(2) 避難所等の機能や、雨水貯留機能や雨水浸透機能の向上など流域治水対策の検討等

防災担当部局による避難所及び避難場所の機能の向上に関する検討・整備や、河川・下水道担当部局等の治水担当部局による雨水貯留機能や雨水浸透機能の向上など流域治水対策に関する検討・整備は、学校教育活動の早期再開等にも資することから、これらの取組に関する情報や、学校施設における改修及び雨水貯留浸透施設の設置等の整備に関する計画やスケジュールなどについて、関係部局と学校設置者間で情報共有し、必要に応じて、協働して計画の検討を行うなど、適切な連携をお願いします。

なお、避難所の機能や流域内の雨水貯留機能等の確保のための整備に当たっては、主として教育環境向上を目的とする学校施設整備関係予算以外の補助金等の積極的な活用を検討いただきたいことから、整備財源の確保についても同様に適切な連携をお願いします。

(3) まちづくりの方向性の情報共有等

学校施設の治水対策の検討に当たっては、水害リスクの高い土地の開発抑制や安全で利便性の高い市街地への立地誘導等のまちづくりの方向性を踏まえた検討が必要となる場合があるため、まちづくりの方向性の情報共有など、学校設置者と関係部局間で適切な連携をお願いします。